

平成25年度県社協事業報告・決算報告

本会活動推進計画の3年次として、事業の実施状況や成果を整理し、見直しを図りながら取り組みました。以下、主要事業を中心に報告します。

1 住民の主體的な参加に向けた理解促進・参加機会の創出と当事者エンパワメントへの取り組み

- 新たな福祉課題に対応した先駆的・広域的な活動に対し、ともしび基金等を活用した助成を行いました。
- さまざまな課題の解決に向けたセルフヘルプ活動の、支援の輪を地域に広げるため、グループや関係機関・団体等の取り組みを支援しました。

- 「民生委員児童委員の役割と活動しやすい環境づくりに向けて」を活用し、活動理解に向けた周知活動に取り組みとともに、各地域の情報について共有化を進めました。
- 保護司部会委員会では、矯正施設退所者等の生活状況や支援における課題等について共有化を図るとともに、地域生活支援における更生保護活動と社会福祉活動の連携のあり方について検討を進めました。

2 地域の状況に応じた福祉コミュニケーションづくりの推進

- ともしび運動の理念に照らし、地域福祉推進の基金としてのもしび基金の有効な活用に向けて、今後の事業展開の方向性をまとめました。
- 市町村社協部会では、市町村社協の事業展開や組織運営等における課題等について検討を進め、「かながわの社協からの提案2014」「これからの『社協の総合相談』の確実な展開に向けて」を提案しました。
- 民生委員児童委員部会では、平成25年12月の一斉改選を視野に、平成

- 市町村社協の法人後見事業の立ち上げ支援や実施社協との協働による研修会等の開催を通じ、地域における権利擁護・成年後見制度の普及・充実に努めました。また、市民後見人の支援体制のあり方について報告書をまとめました。
- 「市町村権利擁護推進センター（機能）」の具体化に向けて県内4地域と協働実践を展開しました。また、事例検討会の運営のポイント等をまとめた資料を発行し、相談支援機関の

3 身近な地域における権利擁護相談体制づくりの推進

- 福祉サービスの質の向上に向けた、法人・施設等への支援と人材確保・育成に向けた取り組み
- 経営者部会で検討を進めていた、社会福祉法人による要支援者への総合的な生活相談支援「かながわライフサポート事業」を開始するとともに、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を県より受託し、県域に拠点を整備して総合相談に取り組みました。
- 施設部会10協議会では、それぞれの施設現場の課題や地域における役割等について共有化を図りました。
- 社会福祉法人の監査権が市に移譲されたことを受けて、行政関係者に向けた説明会等を開催し、福祉サービス第三者評価への理解を広げました。
- 福祉人材確保に向けて、求職者が必要な情報を提供するとともに、キャリア支援専門員による相談や職場体験等を通じ、福祉・介護の仕事への理解促進に努めました。また、潜在保育士等への求職支援に向け「かながわ保育士・保育所支援センター」を開設したほか、看護師確保に向けた取り組みを行いました。
- 全社協のキャリアパス対応階層別研修の、体系区分に合わせて再編した階層別研修を実施したほか、「看取りケアに関する調査」や受講生の声を基にした研修に取り組みしました。

5 低所得世帯や障害者・高齢者世帯等の生活の再建や自立に向けた支援

- 生活福祉資金・臨時特例つなぎ資金貸付事業について円滑に実施したほか、運営計画に基づき、社協における低所得者世帯等の相談・支援、償還事務等について検討し、手引きとしてまとめ、市区町村社協の相談業務等を支援しました。

6 県社協の経営・運営体制整備

- 本会事業を通じ法人・施設への入会促進に取り組みました。
- 県と本会で検討会議を行い、本会の今後の方向性と県支援のあり方について整理を行いました。

7 情報発信機能と政策提言機能の強化

- 会員からの意見を基に政策提言委員会において、制度・施策の動きや会員の実践事例等を紹介した提言集をまとめ、背景にある課題への理解と関係者の取り組みを促進しました。
- 提言のうち、社会的養護を終えた子ども等の自立の課題について、関係者との協働の下、「かながわ青年期サポートブック」を作成し、広く県民と共有化を図りました。

（企画調整・情報提供担当）

平成25年度収支計算書

自：平成25年4月1日 至：平成26年3月31日 (単位：円)

会計区分	収入合計額	支出合計額	差引残額
一般会計	8,160,740,076	7,557,732,838	603,007,238
公益事業特別会計	331,005,760	243,958,271	87,047,489
収益事業特別会計(事業収支)	45,165,258	20,407,159	24,758,099
生活福祉資金特別会計	7,342,210,015	496,285,414	6,845,924,601
単生生活福祉資金特別会計	9,851,639	4,432,183	5,419,456
生活福祉資金貸付事務費特別会計	331,417,258	250,184,985	81,232,273
要保護世帯向け不動産担保型生活資金特別会計	101,947,307	29,824,307	72,123,000
臨時特例つなぎ資金特別会計	66,498,263	16,722,135	49,776,128
合計	16,388,835,576	8,619,547,292	7,769,288,284

財産目録

平成26年3月31日現在 (単位：円)

資産の部		負債の部	
流動資産	7,997,335,531	流動負債	261,413,445
現金	323,063	未払金	212,359,206
預貯金	7,778,778,147	預り金	13,826,602
未収金	213,648,006	前受金	734,637
貯蔵品	9,000	賞与引当金	34,493,000
前払金	4,646,495		
△徴収不能引当金	△ 69,180		
固定資産	16,160,344,306	固定負債	5,214,121,840
基本財産	2,125,290	長期借入金	4,761,257,000
他固定資産	16,158,219,016	退職給与引当金	373,859,840
		会計単位外長期借入	77,138,000
		長期預り金	1,867,000
資産合計	24,157,679,837	負債合計	5,475,535,285
差引純資産			18,682,144,552

総合貸借対照表

平成26年3月31日現在 (単位：円)

資産の部		負債の部	
流動資産	7,997,335,531	流動負債	261,413,445
現金	323,063	未払金	212,359,206
預貯金	7,778,778,147	預り金	13,826,602
未収金	213,648,006	前受金	734,637
貯蔵品	9,000	賞与引当金	34,493,000
前払金	4,646,495		
△徴収不能引当金	△ 69,180	固定負債	5,214,121,840
固定資産	16,160,344,306	長期借入金	4,761,257,000
基本財産	2,125,290	退職給与引当金	373,859,840
他固定資産	14,507,352,622	長期預り金	1,867,000
特定預金	2,227,827,903	会計単位外長期借入金	77,138,000
△徴収不能引当金	△ 576,961,509	基本金	2,125,290
		基本金	2,125,290
		基金	2,678,435,674
		ともしび基金	2,310,165,556
		民間社会福祉事業従事者福利厚生基金	100,000,000
		萬谷児童福祉基金	268,270,118
		国庫補助金等特別積立金	14,001,002,965
		その他の積立金	2,943,925,799
		次期繰越活動収支差額	△ 943,345,176
資産合計	24,157,679,837	負債・純資産合計	24,157,679,837

平成25年度事業・決算に関する監事監査意見書等の公告

本会定款第34条第2項の規定により、監事監査意見書を公告するとともに、独立監査人による監査報告書を併せて掲載します。

監査意見書

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会における平成25年度の業務の執行状況並びに財務の状況について調査したところ、業務は概ね適正に実施されているが、次の事項について対応、改善を図るようお願いしたい。
また、決算書類は、神奈川県社会福祉協議会の財産及び収支を適正に表示しているものと認める。

1 事業・組織運営について

少子高齢化のさらなる進展や地域の間人関係の希薄化などの地域社会の変容、厳しい社会・経済情勢などにより、福祉課題は複雑多様化しており、こうした背景の下、国においても生活困窮者自立支援法が制定され、平成27年度の本格施行に向けた、新たな制度構築等が進められているが、一方で、福祉現場における深刻な人材不足など、福祉を取り巻く環境は引き続き厳しい状況がある。

こうした中、全県域における地域福祉の推進組織として、貴協議会への期待・信頼は大きく、それにこたえ、地域福祉の推進、福祉人材の確保・育成及び国・県の各種福祉施策や新たな事業にも柔軟かつ真摯に取り組まれたことを評価する。なかでも、生活困窮者自立支援法の施行に先駆けて、生活困窮者に対する相談支援事業である、「かながわライフサポート事業」を会員法人の協力を得ながら、取り組まれたことは、特筆すべきものである。

財務状況としては、財源を工夫して様々な事業を実施しているが、全体としては国や県からの公金に大きく依存している状況を踏まえると、研修事業をはじめ、貴協議会の専門性をより発揮できる事業分野のさらなる充実強化や、収益的な事業の工夫など、さまざまな手法の検討により自主財源の拡大を図り、地域福祉を担う経営基盤の安定と充実強化に引き続き努めていただく必要がある。

また、多様化する県民の福祉ニーズに着実に応え、県民の信頼の下、事業を推進していくには、様々な福祉の担い手や関係機関と連携した事業展開を強化し、また貴会が作成した活動推進計画に基づく事業等の進行管理の徹底と、組織・事業のたゆまぬ見直しを進め、より効果的かつ効率的な組織運営に向けた努力をお願いしたい。

2 予算執行と事務処理について

監査法人による外部監査により、適正な会計処理等に努めているところであるが、事業執行やそのチェック体制のあり方等について、一部改善すべき点が引き続き見受けられる。会費、寄附金及び公金を財源として事業を執行していることに鑑み、事業の成果や執行状況について検証を行い、一層の効果的な事業執行に努めていただきたい。

平成26年5月15日
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
監事 萩原敬三 監事 横山公 監事 宮内喬夫

独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会長 篠原 正治 殿

監査法人 エムエムピージー・エーマック
代表社員 業務執行社員
公認会計士 川原 丈貴 公認会計士 高倉 隆

当監査法人は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25会計年度の計算書類、すなわち、資金収支計算書(資金収支決算内訳表を含む。)、事業活動収支計算書(事業活動収支内訳表を含む。)、貸借対照表、財産目録及び計算書類の注記について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明をするためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の平成25会計年度の収支及び事業活動の状況並びに同会計年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上